

された精神的苦痛」となるが、最終的に帰還する場合は「長年住み慣れた住居及び地域を離れて生活し、戻る見通しのつかない等の精神的苦痛」というものになると考えられる旨の意見が提示された後、理論的には区別されなくてはならないものの、最終的に帰還するにしても、相当期間経過してからの帰還では新たな移住と大差ない状況になるのではないかと、との指摘がなされている。次に、これらの精神的苦痛に対する賠償と従前の毎月の賠償との関係について、従前の毎月の賠償に「上乘せして、故郷に戻れないということについての一括の慰謝料の賠償」という考え方が最も単純で分かりやすいのではないかと、ただしこのような「故郷を失うことによる慰謝料」というものを一括で出すということになれば、中間指針第二次追補で帰還困難区域について示された6年分の賠償と一部オーバーラップするところがあるので調整が必要ではないかと、との意見が出されている。この点についてはさらに別の委員から、上記の一括慰謝料の対象となる精神的損害は「ふるさとをなくしてしまったという損害と言うこともできる」と思われるが、それが中間指針第二次追補で示された「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」と「かなり近い」が「また別の性格も持っている」とも思われ、議論が必要である旨の意見が出されている。これについては、中間指針第二次追補で示された賠償については生活費増加分が含まれるため、そこは異なる点であるが、仮に「故郷を失うことによる慰謝料」というものを中間指針として示すのであれば、そこには「自宅に戻れないことによる不安の状態が続くことによる精神的慰謝料は」「含まれる」ので、中間指針第二次追補で示された6年分を一括して示された額のうち当該議論時点で未だ期間が到来していないものについては、示そうとする「戻れないことによる」一括慰謝料に吸収されるのではないかと、との意見が示されている。そしてこの「故郷を失ったことによる慰謝料」は死亡慰謝料とは性質が異なり、後遺症とは異なるかもしれないが、死亡という状況よりは後遺症のほうが近いのではないかと、との意見も出されている。そして、「長い間帰れないことによってその生活基盤を失って長期間たってしまう、場合によってはその人の人生が」変化してしまうことも上記「長年住み慣れた住居及び地域を離れて生活し、戻る見通しのつかない等の精神的苦痛」に含まれると思われるところ、これが従来毎月の賠償において想定されている精神的損害すべて含まれているのか不明瞭な点が残るとの意見が出され、そのような慰謝料の根拠については難しい問題が残る、そのような指摘も考慮しながら全体の総額を検討すべきである旨の意見が出されている。そして具体的な額の算定についての議論では、様々な比較の仕方は当然あり得るが「死亡慰謝料～がある種の上限」ではないかと、例えば一家の支柱が死亡した場合の死亡慰謝料として「2000万円」プラスアルファと思われるところ、死亡慰謝料を世帯の全員（各人）が受領するのは奇妙ではないかと、であるとすれば、死亡慰謝料も相続されるという前提で運用されているところ、例えばこれを4人で相続するならば2000万円を4で除いた値を基準にするという意味であれば、そのような値を基準にするのは考え得る等といった指摘がなされている。もっとも、本件では全員がその対象になるのに、配分するようなやり方は適当ではないのではないかととの指摘もある。最終的には各委員等から意見として出された金額は中間指針第四次追補で示された金額よりも高低ありながら、中間指針第四次追補で示された金額に決着している。その際には、一家の父親が死亡した場合の世帯数が平均3人であることを考えた場合、1人当たりの死亡慰謝料が950万円となるのでそれよりも若干上回る金額として1000万円は適当であるとの意見が付言されている。他方で、「故郷を喪失することについての精神的苦痛」には相当の開きがあって、「先祖代々そこに住み着いて、よその場所で人生を終わるといことなど夢想だにしなかったというような人」と「それほど縁の深くない人」とが存在し得ることに鑑みると、例えばADRでは検討される慰謝料の範囲は相当幅のあるものになるのではないかと、という指摘もなされ、これに対しては、そこで定められた基準は「個別の判断に任されてはなかなか賠償が進まない」ために、「多くの方々にならに満足いただけるようなものを指針として示す」ことによって賠償が促進され、その意味で「平均的な」又は「最低」とでもいべき慰謝料の額を示したものである、との意見が述べられている。

次に避難指示解除準備区域や居住制限区域の精神的損害の賠償終期に関する解除後相当期間の当面の目安を1年と定めた点については、本件事故による損害賠償のADRを担当する原子力損害賠償紛争解決センター（センター）の立場から、センターが旧警戒区域の住民に聴取したところ、約3割は移住しており帰還の意思のない者で、解除して即時に帰還するという者は一例しかなく、そのほかは決断できなくて迷っているというような実情にあり、そのほか身体的問題や介護等の問題、移動に対する制約を考慮すれば、解除をしても帰還のための準備期間は相当程度の帰還を考える必要があり、具体的には「避難者が今後の生活設計をするのに必要な期間」として、5年又は本件事故から避難指示解除までの期間と同程度の期間が適当ではないかと、との意見が出されている。これに対しては、介護等の個別事情の存在する避難者に対しては別途賠償の継続が考えられ、また顧客等の不存在のために自営業が続けられないといった場合には、精神的損害賠償の終期とは無関係に営業賠償として賠償が続けられ得る、このようなことも考慮しながら相当期間を検討するべきであるとの意見、指針の「最大公約数的な」性格を考えると5年は長く、予告期間があることも鑑み、人の生活の1単位が1年ということも考えると、「最低1年」ということでもいいのではないかととの意見が提起されている。センターの立場からの委員からは、1年はやはり短きに過ぎ、「特段の事情」で伸長の余地を残すとしても、被告の窓口ではこのような「特段の事情」を一切無視することになり、被告に無視されることが危惧されるとの意見が出されている。これに対しては、また別の委員からは、解除が住民のインフラなどを考慮されながら時期が決定されるならば、特段の事情がある場合を除き1年というのは合理的であり、個別事情はADRですなわちセンターで扱うのが適当ではないかと、という意見や、相当期間だけの問題ではなく、解除時期が適切かという問題とも関連し、「周到な解除時期が選ばれる」ということを前提にするならば、1年で妥当であるとの意見が出され、最終的には「当面の目安」として1年とされることが決定された。ただし、これは最も早期に解除されたH市を念頭に置いているものであると、具体的にある地域が解除されるというときに、非常に人数が多くそう簡単に戻れない状況が検討した以上のものがあるということになれば、当該時点で検討したい、との意見が付言もされている。

（乙A3、23～26）

## （2） 中間指針等における精神的損害以外の賠償等に関する内容

中間指針は、精神的損害（通常的生活費増加分を含む。）のほかに様々な項目の賠償基準を定めている。本件及び本訴提起時原告らに関連する代表的なものは以下のとおりである。

### ア 政府による避難等の指示等に係る損害

中間指針は、政府の避難等の指示等に係る損害項目として、精神的損害のほかに、検査費用（人）、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等を掲げ、これらについての賠償指針を定めている。

まず避難費用については、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した（1）対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用（2）対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随

して負担した費用（宿泊費等）は賠償すべき損害であるとした上で、これらの算定方法は、現実に負担した実費を損害額とするのが原則であるとしつつも、実費の立証が困難な場合は平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきであるとする。なお、中間指針は、避難費用として生活費の増加費用も賠償対象とするが、そのうち通常範囲の費用については精神的損害と合算して計算することが合理的であるとしていることは前記のとおりである。これらの避難費用については、中間指針は、「避難指示等の解除等～から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならない」としており、最終的に、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された地域におけるこれら避難費用が賠償対象となる終期は、中間指針第四次追補において、〈1〉精神的損害に対する賠償同様、避難指示等解除から当面の目安を1年間とされた相当期間経過後又は〈2〉後記する住居確保に係る損害の賠償を受ける者について、特段の事情がない限り、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までのいずれかと示された。

次に一時立入費用とは、警戒区域内に住居を有する者が、市町村等の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）と示され、帰宅費用とは、避難等対象者が対象区域の避難指示等の解除等に伴い対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）と示され、いずれも必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害であるとされている。また避難等対象者が、本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等及び避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度に健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等は、生命・身体的損害として賠償対象となると示している。

さらに、営業損害については、従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じ、現実に減収があった場合の減収分、そのような支障のために負担した追加的費用や事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用のうち必要かつ合理的な範囲のもの、避難指示等の解除後も避難指示等に伴い生じた支障による減収分や事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用のうち必要かつ合理的な範囲のものを賠償すべき損害としている。なお、倒産・廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としている。関連して、就労不能等に伴う損害として、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、又は上記のとおり営業損害を被った事業者が雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めている。これら営業損害及び就労不能等に伴う損害の終期について、中間指針等はこれを具体的に示しておらず、中間指針第二次追補において、「個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。」と定められているのみである。

最後に財物価値の喪失又は減少等については、不動産も含み、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合における、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）や対象区域内の財物の管理が不能等となる等によりその価値が喪失又は減少することを予防するために、所有者等が支出した費用などについて賠償すべき損害としている。不動産に係る財物価値における上記「価値を喪失し又は減少した部分」について、中間指針第二次追補は、帰還困難区域内の不動産については、本件事故により100%減少（全損）したものと推認することができ、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができる旨を示している。

（乙A1～3）

#### イ 除染費用

中間指針第二次追補は、本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分を賠償すべき損害と認めている。（乙A2）

#### ウ 住居確保に係る損害

中間指針第四次追補は、「避難を余儀なくされている住民は、具体的な生活再建を図ろうとしているが、特に築年数の経過した住宅に住居していた住民においては、～財物としての住宅の賠償金額が低額となり、帰還の際の修繕・建て替えや長期間の避難等のための他所での住宅の取得ができないという問題」、「長期間の避難等のために他所へ移住する場合には、従前よりも相対的に地価単価の高い地域に移住せざるを得ない場合があることから、移住先の土地を取得できないという問題」が生じているという認識のもと、「住居確保に係る損害」として以下の指針を示した。すなわち、（ア）「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を賠償するための一括賠償金の対象とされた帰還困難区域又はI町若しくはJ町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に住居があった者で従前の住居が持ち家であった場合は、〈1〉住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用と本件事故時に所有し住居していた住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額及び〈2〉宅地（居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用と事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額など、（イ）（ア）の対象者以外で避難指示区域内の従前の住居が持ち家であった者で、移住又は長期避難をすることが合理的であると認められる者（一定の具体例が示されている。）が、移住又は長期避難のために負担した上記（ア）〈1〉の費用及び〈2〉の金額の75%に相当する費用など、（ウ）従前の住居が持ち家だった者が帰還する場合、避難指示が解除された後に帰還するために負担した〈1〉事故前に住居していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建て替えに要した実費と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額及び〈2〉必要かつ合理的な建て替えのために要した当該住居の解体費用など、（エ）従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住若しくは長期避難又は帰還のために負担した〈1〉新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び〈2〉新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分は、それぞれ賠償すべき損害と認める指針を示している。なお、これらの住居確保に係る損害は、前記した財物価値の喪失又は減少等に基づく損害に加えて別途賠償されるものとして示されている。（乙A3）

#### エ 中間指針等に明示されなかったものについて

中間指針は、「この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」と中間指針の位置付けを説明しており、このことは中間指針第四次追補に至るまで繰り返し確認されている。(乙A1～3、177)

### (3) 被告の賠償基準

被告も、中間指針等を踏まえ、精神的損害のほかに様々な項目の賠償基準を定めている。本件及び本訴提起時原告らに関連する代表的なものは以下のとおりである。

#### ア 避難生活に伴う実費等

被告は、中間指針等に定める避難等の指示等に係る損害項目に対応するものとして、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、営業損害、就労不能損害、検査費用(人)、検査費用(物)、財物価値の喪失又は減少についての賠償基準を定めている。このうち、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害についての賠償基準は以下のとおりである。

避難・帰宅費用は、中間指針の定める「避難等対象者」(避難指示区域見直し後の帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域からの避難者を含む。)が避難又は帰宅に伴い負担した交通費、宿泊費、家財道具移動費用を指し、これを一定の基準で賠償する。ここでは、元の自宅から避難先又は避難先から元の自宅への移動交通費、移動中の宿泊費、家財道具移動費用のほか、避難先場所を移転した場合のこれらの費用の賠償も原則として含まれている。この際、交通費や家財道具移動費は、都道府県内移動の場合は、原則として片道1回当たり5000円とされ、宿泊費は、実費を基準とするが、原則として1泊当たり1人8000円を上限とし、平成23年12月1日以降の場合1人当たり5泊までを目安とする(ただし、避難場所が賃貸住宅の場合に負担した礼金等を含んだ賃借料等の一定額は同日以降も支払う。)。一時立入費用は、上記対象者が一時立入の際に負担した交通費、宿泊費、家財道具移動費、除染費を一定の基準で支払う。生命・身体的損害については、上記対象者が、避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかった場合のほか、高齢者や既往症のある者等が健康状態の悪化等を防止するために医療費等を支払った場合に、その医療費等の実費のほか、通院等のための交通費、入通院慰謝料を支払う(なお死亡・後遺障害等に関する賠償は個別の取扱いをする。)(乙A27、109、110、147～149)

#### イ 就労不能損害、営業損害

前記「避難等対象者」のうち、本件事故に伴う避難等によって就労が困難となり減収又は失業状態となった者の、当該給与等減収分のほか、通勤交通費等の増加分等を支払う。ここで給与等減収分は「本件事故がなければ得られた収入－実際に得た収入」という算定式で計算することを原則とする。本件事故がなければ得られた収入は、過去の実績給与から算出した平均額面給与額とするが、それが証明できない場合、雇用形態(フルタイムか、無期か有期か、有期の場合その継続期間など)に応じて3万円から15万円の間で最低額を定める。また、平成23年3月11日から少なくとも平成24年5月までの期間(それ以降も一定の範囲)について、新たな勤務先から得られた収入は、「特別の努力」によるものとして、上記給与等減収分の計算における控除をしない(ただし、控除しない上限は、月額50万円とする。)

避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域)内の商工業に関する個人事業者に対する営業損害に対する賠償は、平成27年2月までの4年間については、原則として「特別の努力」の考え方を適用し、従前の収入が100%減収したのとして賠償する。また、同年3月以降も被害の継続が認められる場合、将来にわたる損害分等として、100%減収を前提として計算される年間逸失利益の2年分を支払う。避難指示区域内の農林業者に対する営業損害に対する賠償は、平成28年12月までの6年弱については、上記同様「特別の努力」の考え方を適用し、従前の収入が100%減収したのとして賠償する。平成29年1月以降も被害の継続が認められる場合、将来にわたる損害分等として、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額を支払う。

(乙A27、147～155、158、159)

#### ウ 財物損害

##### (ア) 土地建物等

経済産業省の示した考え方に基づき、避難指示区域内に存在していた不動産については、本件事故から6年間で全損になり、避難指示解除までの期間に応じて割合的に価値が減ずるとして、すなわち本訴提起時原告らの本件事故時各住居地等については平成28年7月12日(本件事故から5年4か月)に避難指示が解除されているものであるため72分の64の価値が減ずるとして、以下を賠償する。

宅地、建物(庭木含む。)、借地権について、本件事故時時価×持分割合×64/72を賠償する。この際の基準となる本件事故時時価は、固定資産税評価額等を基準にした定型評価や工事請負契約書等に基づいた個別評価、現地調査等の結果に基づく現地評価という複数の評価方法のうち賠償請求者が選択したものに基いて算定される。なお、建物については本件震災による被害がある場合は、その被害の程度に応じて賠償金を控除する。

田畑については、本件事故時時価×持分割合×64/72+請求のための諸費用(原則として1請求者当たり1万円)を賠償する。この際の基準となる時価は、課税地目が田、畑、一般田、一般畑で表されている田畑のうち、都市計画法上の用途地域内に存在しないものについては、福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づく評価額単価に対象地の面積を乗じて算定する。

宅地・田畑以外の土地についても、本件事故時時価×持分割合×64/72+請求のための諸費用(原則として1請求者当たり1万円)を賠償する。この際の基準となる時価は、その土地の性質に応じて決められる一定の評価単価に対象地面積を乗じて算定する。また避難指示区域内に所有する市場価値のある(販売が見込まれる)立木がある場合は、土地に定着している状態で伐採後の市場価値がすべて失われたものとして賠償する。ここでの市場価値は、人工林であれば単価100円/m<sup>2</sup>、天然林であれば30円/m<sup>2</sup>として対象地面積を乗じて算定する。

(乙A29、153、159～162)

##### (イ) 家財等

経済産業省の示した考え方に基づき、避難指示区域内に居住していた者に対して、その住宅に所有していた家財の時価相当額等に対する賠償として、定額を支払う。その具体的内容は、以下のとおりである。

なお、1品当たりの購入金額が30万円以上の家財が避難等に伴う管理不能により毀損した場合、修理・清掃費用相当額と

して、別途1世帯当たり20万円を支払う。

以上とは別に管理不能になったために故障した普通乗用自動車等に対しては、本件事故時点の中古車市場において同種同等の自動車を取得する場合の費用を賠償し、仏壇、位牌及び本尊・掛軸等の仏具を含む一式に対しては、持ち出すことのできなかった仏壇・仏具一式の時価相当額を、持ち出すことができた仏壇・仏具一式の原状回復費用を賠償する。仏壇・仏具一式の時価相当額は定額40万円か、個別査定による時価相当額のいずれかを選択できる。なお、仏壇の修理、買換え等で位牌の移し替えをする際に実施する祭祀にかかる費用相当額として、仏壇1台当たり10万円を1回に限り支払う。

なお、家財に生じた損害を個別に積み上げた合計金額が上記定型賠償額を超える場合は、その本件事故時時価相当額又は原状回復費用から上記定型賠償額を控除した額を支払う（仏壇賠償金額は精算する。）。

（乙A29、115、153、159、163～166）

#### エ 住居確保に係る損害

中間指針第四次追補は、前記のとおり、「住居確保に係る損害」について一定の賠償指針を示しているところ、これを踏まえ、被告も同損害に係る賠償指針を示している。

まず、本件事故時、帰還困難区域又はI町若しくはJ町にある持ち家に居住していた者を対象に、中間指針第四次追補で示された上限を賠償上限として、帰還する場合の建て替え・修繕費用、建て替えに要した解体費用等のうち必要かつ合理的な範囲内の費用を、移住する場合の建築物、構築物・庭木及び宅地の再取得費用等のうち必要かつ合理的な範囲内の費用を支払う。そして、上記区域以外の避難指示区域内にある持ち家に居住していた者については、移住する場合は、「移住される合理的なご事情として、「営業・就労」「医療・介護」「おさまりの生活環境」等の状況をご申告いただくことで柔軟に対応」し、帰還する場合についても、「管理不能に起因する建替え・修繕が必要な状況を、写真等とともにご申告いただくことで柔軟に対応」する。

次に本件事故時に避難指示区域内の借家に居住していた者で、避難により移住・帰還先での新たな住居を確保するための費用の負担を余儀なくされた者については、避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合、礼金等の一時金相当額として原則として1人世帯の場合10万円（世帯人数が1人増えるごとに1万円を加算）、避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とする場合、家賃差額相当額及び礼金等の一時金相当額として1人世帯の場合162万円（世帯人数が1人増えるごとに61万円を加算）を支払う。なお、上記帰還困難区域等以外の避難指示区域内における借家に居住していた者が移住する場合について、移住する合理的な事情として上記「営業・就労」等の申告により柔軟に対応する。

（乙A168）

#### （4） 被告の総賠償額

被告は、本件事故による原子力損害への賠償として、平成29年9月8日現在で、個人のみならず法人等への賠償も含め、総額約7兆5356億円を支払っている。

（乙A146）

### 第2 争点に対する判断

本件訴訟の争点、すなわち本訴提起時原告らの慰謝料額を判断するに当たって、まず原告らの請求が避難を余儀なくされた慰謝料及び“Dに生きる”ことの喪失による慰謝料の支払を求めるものであることを確認し、原告[45]-3、[67]-6及び[95]-3を除く本訴提起時原告ら（以下「住居を有した本訴提起時原告ら」という。）に共通する損害を問題にすべきことを示し（下記1）、当裁判所が判断する同原告らに共通する法的利益の侵害を確認し（下記2）、その侵害態様及びその他の慰謝料額を算定するに際し考慮すべき要素を検討した上で、慰謝料額を判断し（下記3）、原告[45]-3、[67]-6及び[95]-3についてそれらがどの程度妥当するかを判断し（下記4）、最後に弁護士費用を判断する（下記5）。

#### 1 原告らの請求

原告らは、本訴提起時原告らが受けた避難生活を送ることによる継続的な損害に対する慰謝料としての避難慰謝料（避難生活に伴う生活雑費増加の積極損害又は生活費増加を原因とする精神的苦痛に対する慰謝料を含む。）及び“Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料を請求し、前者については本訴提起時原告ら1人につき月額28万円の101か月分から被告公表賠償額である850万円を超える部分である1978万円を、後者については本訴提起時原告ら1人につき1000万円を一律に請求しているものである。この原告らの請求態様及び前記第2章第3（原告らの主張）に記載した原告らの主張内容からすると、本件において、原告らは、本訴提起時原告らに共通する損害（被侵害利益及びその侵害態様）を請求していると解されるから、この共通する損害についての慰謝料を算定する。

ここで、原告[67]-6は本件事故時に出生しておらず、原告[45]-3及び[95]-3については、本件事故時に生活の本拠をD区内に置いていたという原告ら自身が慰謝料発生の重要な基礎事情の一つとして主張する事実が認められないものであるから（前記第1の1）、他の本訴提起時原告らと同列に論ずることは妥当でなく、まず、原告[45]-3、[67]-6及び[95]-3を除く本訴提起時原告ら（住居を有した本訴提起時原告ら）に共通する損害を検討した上で、それらがどの程度原告[45]-3、[67]-6及び[95]-3に妥当するかを別個に論ずることとする。

なお、原告[78]-1・2の住居地はD区に隣接する行政区であるF区Gに含まれるが、前記第1の1及び3記載の同原告らの生活の本拠としての住居地の位置及び避難指示等の経緯からして、同原告らについては、同原告らを除く住居を有した本訴提起時原告らと同視することが相当である。その意味で、D区に原告[78]-1・2の生活の本拠としての住居地を含んだ概念としてD区等ということもある。

#### 2 法的利益の侵害

##### （1） 法的利益の侵害についての当裁判所の判断

住居を有した本訴提起時原告らに共通した法的利益の侵害を判断するために、前記第1認定の事実から、社会的事実としての共通の被害の実情を抽出すると、下記3で詳述するとおり、〈1〉従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係（以下「本件包括生活基盤」という。）を基盤として生活を営んでいたところ、突然の本件事故、それによる突然の生活の本拠である住居地及びその周辺への放射性物質の飛来並びにこれらによる突然の避難指示によって不十分な情報のもとで避難せざるを得なくなり、かつその避難指示の対象地が極めて広範で、対象者が膨大であるために衣食住に対する手当が不十分なままの避難をせざるを得なくなったこと、〈2〉上記避難指示が解除の見通しが立つまでの期間も実際に解除されるま

での期間も長期化し、そのような状態での長期の避難を余儀なくされたこと、〈3〉避難指示解除後帰還しなかった者は、自らの本件包括生活基盤が本件事故前と異なるものとなり、帰還した者についても、上記の意味で避難指示が長期化し、また対象者・対象地が広範であり、未だ放射性物質による汚染が残存していることもあって、従前属していた本件包括生活基盤が著しい変容を余儀なくされたこと、〈4〉上記の意味で長期化した避難指示と変容した同基盤等を前提として、避難指示解除の前後を問わず、人生設計の基本となる自らの生活の本拠地を中核とした本件包括生活基盤及び生活全般をどのように定めるかについて、本件事故がなかったときに比して、極めて制限された選択肢の下での決断を余儀なくされる地位に立たされた又は立たされていることといえることができる。

以上のような被害の実情は、まず、従前の生活の本拠である住居からの強制退去と長期にわたる帰還禁止を余儀なくされた点において憲法22条1項で保障されている居住、移転の自由に対する明白かつ直接の侵害である。のみならず、本件においては、上記のとおり、本件事故による放射性物質の飛来により、広範囲の地域に及ぶ多数人に対して避難指示が発せられ、突然それぞれの従前属していた本件包括生活基盤からの隔絶を余儀なくされたものであり、長期にわたり避難指示解除の見通しが立たないままその状態が継続した上、結果として長期間にわたりその隔絶が継続したのみならず、引き続き、同基盤そのものの大幅な変容という事態にさらされるという過去に類を見ない規模の極めて甚大な被害が生じており、その突然性、地域及び対象者の広範性、長期性、顕著性に鑑みると、本件事故は、住居を有した本訴提起時原告らの従前属していた本件包括生活基盤及びそこから享受していた利益を大きく害したものである。そして本件包括生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提であるから、本来、安定し、一貫して存続することが望まれ、また、現実にも特段の事情がない以上、相当程度安定し、一貫して存続し、変化が想定できるとしても緩やかで、変化の前後に連続性のある、概ね予測可能なものであって、そのことによって、人間が健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することを可能としているものである。したがって、従前属していた本件包括生活基盤から利益を享受していた者にとって、同基盤が一定以上の損傷を被り、同基盤から享受していた利益が本質的に害され、その者の人格への侵害が一定以上に達したときは、従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益（以下「本件包括生活基盤に関する利益」という。）を侵害されたものと解することが相当である。ここで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解される。これを本件について見るに、少なくとも、本件のように突然に、地域と対象者が広範に、長期にわたり、人間を従前属していた本件包括生活基盤から隔絶させ、同基盤があった場所への帰還が可能となったときにも同基盤が顕著に変容しているということは、その人格に対する深刻な侵襲であり、本件において本件包括生活基盤に関する利益の侵害があることは明らかであって、その程度は高く、憲法13条に根拠を有する人格権自体を実質的に侵害しているものといえる（熊本地方裁判所平成13年5月11日判決判時1748号30頁参照）。

## （2）原告らの主張する損害との関係

原告らは、損害を避難生活による損害と“Dに生きる”ことの喪失による損害と分けて主張していることからすると、法的利益の侵害について、避難を強制されない利益の侵害及び“Dに生きる”利益の侵害と分けて主張していると解されるが、上記のとおり、当裁判所が認める法的利益の侵害も、従前の生活の本拠たる住居からの避難（退去強制、帰還禁止）を余儀なくされたという意味での居住、移転の自由の侵害を含む従前属していた本件包括生活基盤から突然に、広範に、長期にわたり隔絶され、しかも著しく変容させられたことによる本件包括生活基盤に関する利益の侵害と捉えているものであるから、その本質を異にするものではない。付言するに、本件包括生活基盤に関する利益は、衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等、各人の属するコミュニティ等における人間関係から享受するそれぞれの利益等というようにその者の属性に応じて細かく分析することはできるが、本件包括基盤を構成する各基盤が有機的に統合されることによって安定的な生活基盤を形成するという側面、すなわち個々の基盤から享受する利益を単に足しあわせただけの利益に限定されない利益を有しているものである。そして、本件において、住居を有した本訴提起時原告らは、本件事故時、生活基盤はD区等にあったものであるから、本件包括生活基盤に関する利益を指すものとして、原告らが主張するのとおり“Dに生きる利益”と呼ぶことも可能である。

ここで、本件包括生活基盤に関する利益の侵害が、突然の、広範な、長期にわたる、顕著なものであって、かつ、本件包括生活基盤に関する利益が、一つ一つの基盤から享受する利益の総和だけではなく、それら基盤が有機的に結合して形作られていることによる利益も含むものであることからすると、その侵害の程度を検討し、その侵害を評価するに際しては、一つ一つの基盤から享受する利益自体が法的保護に値するかを検討するのではなく、それぞれの基盤がどのように変容したかを踏まえて、全体としてどのように変容したかを評価することが相当である。そうすると、例えば、原告らが指摘するD区の自然環境や伝統行事や慣習等の歴史的環境、D区のコミュニティ等における人間関係等の変容についても、本件包括生活基盤に関する利益の侵害の程度を判断する一事情として評価することが相当である。

また、原告らは“Dに生きる”ことの喪失による損害と避難生活による損害を区別した上で別個に請求しているところ、両者には区別できる部分もあるが、そもそも、それらは訴訟物を一にする損害賠償請求のうちの、慰謝料という損害項目の中での細目を異にするものであるから、分けることが必然というわけではないこと、実質的に考えて、原告らがそれぞれの慰謝料請求のなかで、具体的被害として掲げる各種被害を見ても、例えば「経済的不安」が同一であることは原告らが明確に主張するものであるし、「親しい人間関係の破壊」と「親しい人間関係の喪失・変容等」や「人生計画・生きがいの喪失、将来の生活に関する不安」と「将来設計が立たない不安」となど必ずしも截然と区別し難い部分があること、損害の発生の時点が重なるものがあり、例えば、避難が長期化することによって下記で指摘するD区等の変容とその不可逆性が日々明確化してゆくが、その際の精神的苦痛は両面を有する損害であること、被告が精神的損害の賠償として、支払を認めていて、その一部については中間指針においても支払うべきとされている月額10万円の支払についても、少なくとも避難指示解除後の支払については前記第1の7（1）によると両面の損害に対する填補の趣旨を有していると解されることからすると、当裁判所は、本件において慰謝料額を算定するに当たり、“Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料と避難生活による慰謝料とに分けて算定するのではなく、その総額を算定することとする。

## 3 慰謝料額

### （1）検討方法

慰謝料額の算定は、事実審の口頭弁論終結時まで生じた諸般の事情を斟酌して裁判所が裁量によって算定するものである（最高裁判所昭和44年10月31日第二小法廷判決集民97号143頁、最高裁判所平成9年5月27日第三小法廷判決民集51巻5号2024頁等参照）。しかしながら、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により

相当として容認され得る範囲にとどまることを要する（最高裁判所平成6年2月22日第三小法廷判決民集48巻2号441頁）。本件事故による本件包括生活基盤に関する利益の侵害は、その突然さ、広範さ、長さ、著しきにおいて、極めて深刻な、過去に類を見ないものであって、それは、住居を有した本訴提起時原告らについても同様である。このような場合に、精神的損害を算定することには困難を伴うが、このような被害に対する社会通念上相当で、的確な慰謝料額を算定するために、本件事故による本件包括生活基盤に関する利益の侵害の実情を確認し、原告ら及び被告の主張・反論する点を中心に具体的に慰謝料算定において考慮すべき要素に対するの評価を検討し（下記（2））、原告らが主張するとおり、我が国において本件に参考となる事例について、従前慰謝料額がどのように算定されてきたかを斟酌し、本件において認めるべき慰謝料額を判断（下記（3））することとする。

## （2） 侵害態様及び考慮要素の検討

### ア 本件包括生活基盤に関する利益に対する侵害態様

#### （ア） 避難指示解除まで

前記第1の3（2）で認定したとおり、本件事故当初の避難指示の段階で、少なくともD区等のあるC市において、その住民には十分に本件事故の情報が伝達されておらず、また本件事故まで本件原発から10km以上遠の地域が避難区域の射程範囲外と捉えられていたため防災訓練等の準備もなされていなかったことから住民の避難は相当に混乱した状況下で行われざるを得なかったものである。さらに、同所認定のとおり、本件原発から20km以上30km圏内の屋内退避指示を受けて、物資の不足が発生し、衣食住について十分な手当もないまま、C市の避難者は市外への集団避難が要請されるなどしたものである。その後、前記第1の3（3）ア認定のとおり、平成23年4月22日に、住居を有した本訴提起時原告らの本件事故時の生活の本拠としての住居地は警戒区域に指定され、警戒区域については原則として立ち入りが禁止され、立ち入るための一時立ち入りの制度は少なくとも当初は相当に制限の多かったものであり、住民らにとって生活用品等の十分な持ち出しが難しかったものである。以上の点に、前記第1の6で認定した代表的な住居を有した本訴提起時原告らの被害の実情を加味して考えると、住居を有した本訴提起時原告らにとって本件事故発生当初の避難は、突然であり、衣食住に対する実質的被害も深刻であり、学業・職業・地域活動等の活動も激変するなど、極めて過酷なものであったといえる。また、前記第1の3（2）、

（3）ア及び6で認定した事実によると、D区等において避難が組織だてで行われたものではないことは明らかであるから、同原告らにおいて、避難によって、突然、各人が属していたコミュニティー等における人間関係が破壊された、又は、少なくとも大きく変容させられたことは容易に推認できる。以上のとおりであるから、避難指示に基づく本件事故発生当初の避難によって、同原告らの居住、移転の自由が明白かつ直接に侵害されるのみならず、本件包括生活基盤に関する利益が大きく侵害されたものと評価することができる。

その後、前記第1の3（3）ア記載のとおり、平成23年4月22日の再編において、D区等は警戒区域に設定されたが、それによって住居を有した本件提訴時原告らは、避難の継続を余儀なくされ、したがって、同原告らの居住、移転の自由は明白かつ直接に侵害され続け、本件包括生活基盤に関する利益の侵害状態もその後も継続した。また、その時点で、解除の見通しも全く立たない中で、同原告らは、避難先で定住するか、仮の住まいとして居住するかを選択を余儀なくされることとなった。

避難中の住環境について見ても、前記第1の6で認定した代表的な住居を有した本訴提起時原告らの被害の実情のとおり、仮設住宅への入居を問わず、それぞれが避難に伴う住環境変化による苦痛を感じている。

本件事故によるD区等を対象とする避難指示は、本件事故直後から平成28年7月12日までの丸5年4か月継続した相当に長期なもので、その間、住居を有した本訴提起時原告等の居住、移転の自由の侵害及びそれを含む本件包括生活基盤に関する利益の侵害が継続した。しかもその解除の見通しが一応示されたのは平成27年6月12日であって（前記第1の3（4）イ）、それまで丸4年3か月もの間、解除の見通しも全く立たないまま、同原告らは、避難先で定住するか、仮の住まいとして居住するかを選択を余儀なくされる日々が継続した。

また、その避難指示の範囲・経過は、前記第1の3（別紙5-1~4）のとおりであり、住居を有した本訴提起時原告らの生活の本拠としての住居地周辺についても例えばD区等のほぼ全域が長期にわたって対象となるなど極めて広範囲である。

さらに、前記第1の6で指摘した代表的な住居を有した本訴提起時原告らの被害の実情を見ると、ある者は従前の生きがいや失ったと感じ、ある者は近隣との密接な人間関係を失い新たにこれを作ることができず、またある者は生活設計の変更を余儀なくされ、将来像を見失っているなど認められる。住居を有した本訴提起時原告らの本件包括生活基盤に関する利益の侵害態様は、同原告らごとに極めて多様であって、上記の事情を一般化することはできないが、これらの事情は、およそ人間にとって本件包括生活基盤が安定し一貫して存続することがいかに重要であるか、また本件事故による本件包括生活基盤に関する利益の侵害がいかに深刻であるかを示す事情として評価すべきものである。

このように本件事故による避難指示は、突然開始し、我が国で過去に類を見ないほど長期かつ広範なものであって、それが住居を有した本訴提起時原告らに与えた被害は顕著であって、前記第1の3（4）アで認定したとおり、避難指示解除準備区域や居住制限区域に再編された後は、一定の活動が許容され、また準備宿泊や特例宿泊といった宿泊を可能にする制度も相応回数実施されたことを考慮に入れても、そこに属していた対象者である同原告らの本件包括生活基盤に関する利益の侵害は極めて深刻であると評価することができる。

#### （イ） 避難指示解除後

##### a D区等に帰還した者

本件事故によってD区に対しては前記第1の5で認定したとおりの被害があった。特に、まず、D区の人口は、本件事故前に比して相当に減少しており、高齢者の割合が約6割という相当に高い割合を占めている。また子供の人数は少なく、特に幼稚園、小中学校の在籍数は著しく減少しており、高校の在籍学生数こそ相応の人数がいるもののD区からの通学者はほとんどいない。このような人口減少等から、D区には、周囲に住民がいない事などへの不安の声が寄せられている。また、本件事故前に比して鳥獣被害の大幅な増加が確認されているところ、これが本件事故に伴う住民の避難によることは容易に推認できる。商業施設等については、本件事故前に比して相当に減少しており、現在において確かに一定の店舗等は存在するものの、特にD区内においてスーパーマーケットが存在しておらずその再開ないし開設の見通しが立たない等のため、F区まで訪れないと日用品・食料品の調達に相当の支障がある状況である。また事業所については、相応の数が再開しているが、大規模な就業機会を提供していた工場等が閉鎖し、その再開の見込みがないなど、就業機会という面では本件事故前よりも相当に減少している。そしてD駅西側に形成されていた中心地、殊にD駅前商店街通り沿いについては、家屋のほとんどが解体済み又

は解体予定となっている。以上のような状況に、前記第1の5(1)ア(ウ)で認定したアンケート結果も踏まえれば、D区の人口、特に働き手の世代や子供が帰還する等して増加するには、少なくとも相当な障害が存在すると認めざるを得ない。そして、そのことが商業施設等、事業所の再開や農業の復興のための障害にもなることは容易に推認されるものである。また、特に帰還者の多くを占める高齢者の生活面からは、医療施設が本件事故後激減し、福祉関連サービスはデイサービスのみが再開しているに過ぎない状況であり、交通事情は相応の復興が見られるものの本件事故前の利便性には及ばないと認められる状況は、本件事故に伴う避難指示によって人々が避難し、事業が撤退したことによるものであることは明らかである。またこれらのことを総合すると、住居を有した本訴提起時原告らの従前属していた本件包括生活基盤を構成する本件事故前の生活インフラ等のみならず、各人が属していたコミュニティー等における人間関係が本件事故当初と比較してさらに破壊又は少なくとも変容していることも容易に推認できる。このように、D区等に帰還したときの同原告らは、本件事故によって様々な点において、従前属していた本件包括生活基盤の著しい変容を被ったものと認められ、変容した様々な点のうち多くが、早期に、同原告らが本件事故前に享受していた状況に回復するというを想定するのは困難であり、また、早期に回復しない限り、従前との同一性は認め難く、この意味で当該変容は不可逆的なものであると評価できる。そうすると、同原告らのうち、避難指示解除後、D区等に帰還した者についても、その時点以降においても、本件包括生活基盤に関する利益の侵害があると解される。

b D区等に帰還していない者

上記aで検討したところによると、D区等は、既に様々な点において、質的に大きく、不可逆的に変容したものと解されるから、D区等に帰還後の住居を有した本訴提起時原告らにとって、そのような変容がない従前属していた本件包括生活基盤の整ったD区等への帰還は不可能であるから、D区等に帰還していない者についても、避難指示解除後のD区等に帰還しないことは、本件事故前にD区等から転居することと同様な主体的な判断によるものとは到底いえない。そうすると、D区等に帰還していない住居を有した本訴提起時原告らについても、避難指示解除後においても、本件包括生活基盤に関する利益の侵害があると解される。

c この点についての原告ら及び被告の主張

原告らは、「Dに生きる」ことの喪失による損害を示すに当たって「Dの消滅」又は「消失」と主張し、被告はこれを否認しているところ、避難指示解除後のD区等は、本件事故前のD区等から質的に著しく変容していることは、上記aで指摘のとおりである。他方で、上記で指摘したとおり一定の住民の帰還、学校の再開、一定の商業施設等の再開、事業所等の再開が認められ、ae野馬追や野馬懸といった伝統行事の実施にとぎわい、祭りや行事の再開又は再開予定が認められ(前記第1の5(1)オ)、農業復興への取り組みやC市復興総合計画における具体的な施策の計画も認められ(前記第1の5(1)エ(イ)及び(2))、それは、いわば「Dの再生」ともいふべきことであって、その点も本件包括生活基盤に関する利益の侵害の評価に当たって考慮されるべき事情である。

なお、被告はD区の客観的状況それ自体は本訴提起時原告らの具体的な権利侵害を基礎付けないと主張し、D区の客観的状況の変容が同原告らの慰謝料額に影響を与えない旨を主張するものと解される。しかしながら、D区等の客観的環境等から享受する利益一つ一つそれぞれを分割し、単独で捉えたとき、住居を有した本訴提起時原告ら各人全員において法律上保護に値するとまで評価することはできないものがあるとしても(最高裁判所平成18年3月30日第一小法廷判決民集60巻3号948頁参照)、それぞれの客観的環境等の変容状況は、全体として同原告らが従前属していた本件包括生活基盤がどのように変容したかを評価するために、本件包括生活基盤に関する利益の侵害の程度を判断する一事情として考慮することが相当であることは上記2(2)記載のとおりであるから、被告の主張は採用できない。

イ 上記アで指摘していない考慮要素

(ア) 原告らは、住居を有した本訴提起時原告らが被った被害の実情のうち同原告らが被った具体的損害について、避難生活による損害として、〈1〉避難開始当初の被害の実情、〈2〉長期化する避難生活による被害の実情のほか、〈3〉親しい人間関係の喪失・変容等、〈4〉いじめや差別等、〈5〉放射線被害、〈6〉健康状態の悪化、〈7〉経済的不安、〈8〉あいまいな喪失と主張し、「Dに生きる」ことの喪失による損害として、〈9〉親しい人間関係の破壊、〈10〉人生計画・生きがいの喪失、将来の生活に関する不安、〈11〉健康状態の悪化、〈12〉コミュニティーが破壊されたことに伴う精神的苦痛、〈13〉経済的不安、〈14〉あいまいな喪失と主張し、特に、Dに帰還する者の精神的苦痛として〈15〉放射線被害、〈16〉生活上の不便、〈17〉治安の悪化を主張し、Dに帰還しない者の精神的苦痛について、〈18〉先祖代々からのDという特別な場所を離れなくてはならないことによる精神的苦痛、〈19〉思い出がたくさん詰まった住居に住めなくなることによる精神的苦痛、〈20〉新しい地での苦労、〈21〉Dを離れたことに関する自責の念と主張する。このうち、〈1〉、〈2〉、〈3〉、〈9〉、〈12〉、〈16〉、〈17〉、〈20〉については、上記アにおいて、既に述べたところに譲るとして、他の点について、当事者双方の主張や当裁判所の見解も勘案しつつ、検討することとする。

(イ) 〈4〉いじめや差別等、〈6〉、〈11〉健康状態の悪化について

本件事故によるいじめや差別等があったことや健康状態の悪化があったことは、個別事情に基づく慰謝料の増額事由と解されるから、本件では審理対象外である。

もっとも、住居を有した本訴提起時原告らの中には本件事故に伴う差別や中傷等を受けた者が存在し、一般に本件事故による避難者について避難の長期化による避難先住民と軋轢の存在や、一般大衆の認知の特性から「放射線による汚染」によるステレオタイプ(偏見)が存在することが指摘されていること、同原告らの中に避難生活中に体調を悪化させた者が多数存在することは前記第1の4(4)記載のとおりであって、このことは本件事故による本件包括生活基盤に関する利益の侵害態様の特殊性を示すものである。よって、そのようなことが起こり得る地位に置かれたこと自体は、本件包括生活基盤に関する利益の侵害の程度を判断する一事情と解すべきである。

(ウ) 〈5〉、〈15〉放射線被害について

原告らは「Dに生きる」ことの喪失による損害の一つとして「避難開始当初に大量の被ばくをしたこと」を、Dに帰還する者の苦痛として被ばくによる健康被害に対して強い恐怖心や不安に苛まれていることや仮置場の存在、本件事故の未収束を、また避難慰謝料を基礎付ける避難生活における損害として放射線被害があることをそれぞれ主張しているので、この点について検討する。

まず、100mSv未満という低線量被ばくの健康影響についてICRP2007年勧告は、線量の増加に正比例して、が

ん又は遺伝性影響の発生確率が増加するLNTモデルを採用するが、「このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく」とも述べている。そのうえで、ICRP2007年勧告は、過剰のがん死亡リスクは100mSv当たり0.55%としており、これとLNTモデルを前提にすれば、20mSvの被ばくで個人のがん死亡リスクは0.11%（1万人に11人）、5mSvの被ばくで0.0275%（100万人に275人）、1mSvの被ばくで0.0055%（100万人に55人）の各増加となる。また、低線量被ばくリスクWG報告書は、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとし、LNTモデルは「科学的に証明された真実として受け容れられているのではな」としている。他方でその議論の中でより長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もあった。以上の一般的な低線量被ばくの健康影響についての議論のもとで、UNSCEAR2013年報告書は住居を有した本訴提起時原告らの本件事故時住居地である「予防的避難区域」から避難した人々の本件事故直後の1年間の追加被ばく平均線量を、不確かさがあるとしつつ、実効線量で成人につき1.1～5.7mSv、小児・10歳児につき1.3～7.3mSv、幼児・1歳児につき1.6～9.3mSvと見積もった上で、本件事故による被ばく集団での健康影響の発生率の上昇は基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは限られない（ただし疾患症例が将来過剰に発生する可能性を排除するものではない。）としている。そして、現段階のD区の線量について特定して認定できるのは、前記第1の4（2）イの限度である。（以上につき前記第1の4（1）、（2））

以上の点からすると、住居を有した本訴提起時原告らが本件事故直後の避難開始当初において被ばくした線量も、現段階においてD区等で生活することによる被ばく線量も特定して認定することは困難で、それによる健康影響の程度について具体的に特定した認定をすることはできない。しかしながら、低線量被ばくであっても健康被害のリスクがないとは認められず、むしろその程度に応じたリスクがあるとの考え方が国際機関によって採用されている状況にあるものである。そうすると本件事故による放射性物質の拡散及びそれによる被ばくという人為的な被ばくや汚染環境下での生活について、少なくとも、一定のストレスが生じることは不合理ということではできない。このことは、前記第1の4（4）で認定した本件事故直後、本件原発から30km圏内から避難した者に強い不安・恐怖症状を形作っている等の指摘からも裏付けられる。本件事故による放射性物質による汚染及びそれによる避難指示は、本件包括生活基盤に関する利益の侵害態様であるから、客観的に具体的な健康等に対する危険性を有する放射性物質による汚染や被ばくが認められなくとも、放射性物質による汚染の問題が避難者にストレスを与えるものであることは、その侵害の程度を判断する一事情として考慮することが相当である。

また、本件原発の現状については、前記第1の4（3）認定のとおりであるところ、これが現段階において具体的な周辺住民の健康等に対する危険性を有するとは認めるに足りないが、他方で本件原発の現状からすると、本件事故が完全に収束したともいえないと認められるから、それに対しても、少なくとも一定のストレスが生じることは不合理ということではできない。そして、この点も本件包括生活基盤に関する利益の侵害態様の問題であるから、同様にその侵害の程度を判断する一事情として考慮するのが相当である。

なお、避難先での放射線被害については、本件では個別事情に該当するものであるから、審理対象外である。

（エ） 〈7〉、〈13〉経済的不安等について

原告らは、住居を有した本訴提起時原告らは、本件事故によって、家族や友人と会うために必要となった交通費・宿泊費の負担、新たに必要となった食費等の負担、新たに必要となった家賃の負担が増し、仕事を失ったことによる不安があると主張する。このうち、具体的に負担が増加したもののうち通常的生活費の増加を超えるものについては、財産的損害として考慮されるべきで、本件では審理対象外である。また、通常的生活費の増加と解されるものは下記ウで考慮されるべきである。そして、仕事を失ったことによる不安については、個別事情であるから、本件では審理対象外である。なお、その主張が、本件事故によって、同原告らの従前属していた本件包括生活基盤が著しく変容したために、その収支も自ずと変容し、それが、従前と変容すること自体に不安感を覚えるという趣旨であれば、その点についても、本件包括生活基盤に関する利益の侵害を評価するに際し、考慮されるべきものである。

なお、この点に関連し、被告が財産的損害に対して一定の賠償基準を示していること、特に住居確保に係る損害、就労不能損害及び営業損害について一定の基準を示していること（前記第1の7（3））は、これが全く存在しないという状況に比すれば一定程度考慮すべき事情である。その賠償基準の妥当性、現実に住居を有した本訴提起時原告らに法的に相当な財産的損害等に対する賠償額を支払ったかは本件では審理対象外であって、当裁判所はこれを判断するものではないが、前記第1の7（3）で認定したような賠償基準が一応は示されているという限度においてこれを考慮する。

（オ） 〈8〉、〈14〉あいまいな喪失、〈10〉人生計画・生きがいの喪失、将来の生活に関する不安、〈18〉先祖代々Dという特別な場所を離れなくてはならないことによる精神的苦痛、〈19〉思い出がたくさん詰まった住居に住めなくなることによる精神的苦痛、〈20〉新しい地での苦労、〈21〉Dを離れたことに関する自責の念について

上記アで指摘したとおり、本件包括生活基盤に関する利益の侵害が、突然で、長期で、広範で、著しいものであったことからすると、本件事故前の人生計画が変更を余儀なくされ、少なくとも、本件事故前と生きがいの変容し、そのような変化に伴って将来の生活に関する不安感が生じることは当然のことであって、自らのかねての住居が存在したD区等や、それまで居住していた住居を離れることによって精神的苦痛を受けることも、新しい地でなじむのに苦労をすることも当然のことであって、それらを本件包括生活基盤に関する利益の侵害において考慮すべき事情であることは当然である。

また、前記のとおり本件事故に伴う住居を有した本訴提起時原告らの本件事故時の生活の本拠地としての住居地に発された避難指示は、その解除の見通しが一応示されたのが平成27年6月12日と本件事故から丸4年3か月経過してからであり、実際に解除されたのは平成28年7月12日と本件事故から丸5年4か月が経過してからである。また実際に解除され、帰還することやその内部での行動が法的には何ら制限されることがなくなったとはいっても、実際の現状は上記ア（イ）aのとおりであって同原告らが従前属していた本件包括生活基盤は著しく変容しており、また上記（ウ）で指摘したとおり、放射線又は放射性物質の存在等に対して一定のストレスが生ずることは少なくともこれを不合理ということではできない状況にある。上記のような状況下において同原告らそれぞれの従前属していた本件包括生活基盤が著しく変容したのであって、同原告らは、以上の状況を前提として、いずれかの段階で人生設計の基本となる自己の生活の本拠地を中核とした本件包括生活基盤及び生活全般をどのように定めるかについて、本件事故がなかったときに比して、極めて制限された選択肢の下での決断を余儀なくされる地位に立たされた又は立たされていることになる。例えば避難指示解除前に帰還しないことを決定した者は、避難指示解除の時期やその後の状況の見通しを立てられずに従前のD区等という生活の本拠地での生活の断念を余儀なくされたといえる



し、避難指示解除後に帰還しないことを決断した者も避難先で一応は形成されてきた生活と本件事故時の生活の本拠地に戻った場合の生活を天秤にかけざるを得ないことになる。しかも帰還したとしても、前記のとおり少なくとも従前属していた本件包括生活基盤の一要素を構成し得るといえるD区等の環境等が不可逆的な変容を被っているという状況を甘受しなければならない。このことは避難指示解除後に帰還することを決断した者も同様である。以上のような地位に立たされることによる精神的苦痛の大きさは、前記第1の6で認定した代表的な住居を有した本訴提起時原告らの帰還等の決断に対する苦しみの吐露からも明らかである。そして、上記のような決断を余儀なくされることは、前提として、本件事故によって、本件包括生活基盤に関する利益が、突然、長期間、広範に、著しく侵害され、前記第1の4(4)でいう「かけがえのない人や物を失う」ことである喪失のうち、従前属していた本件包括生活基盤の喪失自体が不確実な状況であることから発している、そのような「あいまいな喪失」は、複雑なストレス反応を引き起こすもの(前記第1の4(4))であるから、この点も、本件事故による本件包括生活基盤に関する利益の侵害がもたらす精神的苦痛の程度を示す事情として斟酌すべきである。この点に関連して、(21)のDを離れたことに自責の念を有することも、その精神的苦痛の一事情として斟酌すべきである。

#### ウ 生活費増加分について

本件事故に伴う避難指示による避難によって通常的生活費の負担が一定程度増加せざるを得ないことは容易に推認できるもので、これが本件事故と相当因果関係が認められることは当然であり、以上のこと自体は被告も争っていない。他方で、本件においては住居を有した本訴提起時原告らの通常的生活費の増加額が具体的にいくらであるのかの立証はない。したがって、これを積極損害として特定した額を認定、認容することは困難といわざるを得ない。しかしながら、そもそも本件事故による被害者が極めて多く、結果として本件においても本訴提起時原告らの数は多数に及んでいることから、少なくとも当裁判所がこの一人一人についての通常的生活費増加分の立証を要求することは迅速な救済という観点からも訴訟運用上の観点からも相当でないといえ、上記の通常的生活費増加分は慰謝料額に加算することによって斟酌することが相当である。

#### エ 慰謝料額の検討

住居を有した本訴提起時原告らに生じた本件包括生活基盤に関する利益の侵害という損害は、本件事故時に発生したものと解すべきであるが、その発現形態としては、上記ア(ア)に記載したような住居、移転の自由の侵害を含む従前属していた本件包括生活基盤からの隔絶といった避難期間において一定継続して発現するものがある。これらについては、日常生活の長期間の阻害という点において類似する入院慰謝料の一つの斟酌すべき要素となる。ここで、入院慰謝料は、我が国裁判例において尊重されていることが当裁判所に顕著な、財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部作成の民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準上巻(基準編)(平成23年)(以下「赤い本(平成23年版)」という。)によると、例えば平成23年3月1日から平成28年7月12日までを64か月とすれば原則として634万円、平成30年3月31日までを85か月とすれば原則として760万円となる。そして、入院慰謝料の場合、入院を要するほどの怪我等という身体等に対する直接の侵害があること、またその身体等の傷害も相俟って行動の自由が強度に侵害されていることも考慮されていると評価できるのに対し、本件包括生活基盤に関する利益の侵害を身体、行動の自由の侵害という観点のみから住居を有した本訴提起時原告らに共通した損害という点で検討すると、本件事故当初の避難が極めて過酷であり、長期化する避難のもとで特に住環境の過酷さがあつたと評価できること(上記(2)ア(ア))を充分斟酌しても、長期間経過した全体を見たときに、長期化した入院との対比においてその侵害の程度は低いと解される。しかし、本件においては、上記のとおり、従前属していた本件包括生活基盤それ自体の損壊、その不確実な喪失等から発する上記イで指摘したような極めて制限された選択肢の下で本件包括生活基盤及び生活全般の設定について決断を余儀なくされる地位に立たされることによる精神的苦痛等といった行動の自由の侵害という観点からは評価し尽くせない形態での本件包括生活基盤に関する利益の侵害もあるから、その意味においては、その侵害の程度は入院より高いこととなる。なお、原告らは刑事補償制度との対比を主張するところ、完全に拘束され、ほぼ完全に行動・移動の自由が制限されていることを前提とした刑事補償制度と類するということはできない。

さらに、本件においては、避難中の侵害のみならず、避難指示解除後においても、従前属していた本件包括生活基盤の不可逆的な著しい変容があり、そのことによる本件包括生活基盤に関する利益の侵害もあることから、上記の点に加え、その点も斟酌されるべきものである。

そこで、通常的生活費増加分の点を加味しないで侵害全体を評価するに当たっては、避難時の侵害の発現のうち、避難指示解除時前後の部分は、それ以降の侵害を先取りして評価している部分もあるので、上記の入院慰謝料として指摘し、算定の際に斟酌すべきとした額を慰謝料全額の下限とし、それで評価し尽くせないものを加算すべきである。他方で、上記全体の評価に当たっては、人の生命という最も重視すべき権利利益に対する不可逆かつ最大の侵害である死亡に対する慰謝料額とのバランスも斟酌すべきであり、赤い本(平成23年版)によると、死亡慰謝料については、2000万円から2800万円とされている。

次に、上記ウのとおり通常的生活費増加分はこれを慰謝料として考慮することが相当であるところ、入院に伴う雑費は一つの斟酌すべき要素といえ、赤い本(平成23年版)によると入院雑費は月額1500円(月額約4万5000円)となる。他方で、通常的生活費増加分は住居を有した本訴提起時原告らによって多様で、共通する損害を問題にする本件においてはこれを控えめに見積もらざるを得ないこと、前記第1の7(2)のとおり避難費用、一時立入費用、帰宅費用、財物価値の喪失又は減少等に損害賠償が別個認められていて、ここではそれら以外の通常的生活費を想定すれば足りることも勘案しなければならない。また、その増加額をどの期間で考えるかであるが、被告自身が認める平成30年3月までは通常的生活費増加分を慰謝料の加算事由として考慮すべき期間とすべきであるが、原告らの主張、また前記第1の6で認定した代表的な住居を有した本訴提起時原告らの被害の実情からも明らかとおり、住居を有した原告らの中には既にD区に帰還した者も存在し、一度帰還した後に避難により生活費が増加するという解釈は困難といわざるを得ず、同原告らに共通する損害を問題にする本件においては被告自身が認める平成30年3月を超えて斟酌することはできないといわざるを得ない。

以上に関連し、原告らは生活費の点を加味しない避難生活による損害に対する慰謝料についても、少なくとも平成31年7月分までを賠償すべきと主張する。しかしながら、原告らは、避難生活による損害と“Dに生きる”ことの喪失による損害を分け、前者については、賠償対象期間を特定して、月額の損害を加算する形で損害を請求するものであり、当裁判所は、そのいずれもが、本件包括生活基盤に関する利益の侵害であるとして、原告の主張する算出方法を採用しないので、前提を欠き、採用しない。

#### (3) 中間指針等について

被告は、中間指針等の合理性を説き、それを裁判上も十分に尊重すべきであることを主張する。しかし、そもそも中間指針